

# 単価契約仕様書

## 1 件名

令和8年度PPC用紙 下半期 買入 (単価契約) 第3ブロック

## 2 納入場所

約160か所の担当(発注単位)所在地のうち本市指定場所  
(東成区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区、八尾市、東大阪市)

## 3 契約期間

令和8年10月1日(木)～令和9年3月31日(水)

## 4 品目・予定数量

用紙サイズ	単位	予定数量
A4	箱(2,500枚/箱)※500枚×5包	6,453箱
A3	箱(1,500枚/箱)※500枚×3包	230箱
B4	箱(2,500枚/箱)※500枚×5包	5箱

※ 予定数量については、過去の納入実績を参考に算出したものであり、発注数量を確約するものではない。また、過不足の保証も行わない。

## 5 品質

- (1) 複写機(モノクロ及びカラー)、OA機器プリンタ(モノクロ及びカラー)、ファクシミリに使用できること。
- (2) 中性紙であること。
- (3) 古紙パルプ配合率70%以上
- (4) 白色度65～75%程度
- (5) 坪量64～68g/m<sup>2</sup>程度
- (6) 上記の規格を踏まえつつ、総合評価が80以上であること等「大阪市グリーン調達方針」の基準を満たすこと。

「大阪市グリーン調達方針」<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>

## 6 契約方法

1箱あたりの単価契約とする。

## 7 発注及び納入期限

「発注書」により、月2回程度(契約期間中概ね9回)電子メール等で発注する。各納入場所への納品は発注日から10日以内に行うこと(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)。

## 8 その他

- (1) 落札者は、落札後速やかに、納入する製品について「5 品質」の適合を確認できるメーカー発行の証明書等（品質規格書・品質試験表等）を提出すること。
- (2) 契約期間内は、できる限り同一品を納入すること。ただし、期間内に納入品を変更する場合は、事前に任意の納入品変更届（変更品のメーカー名、製品名を記入し、「5 品質」が確認できるメーカー発行の書類を添付）を担当者に提出し、承認を得ること。
- (3) 納品完了後、「納品報告書」を担当者に提出すること。
- (4) 請求は、発注回ごとに納入した数量をとりまとめ、品目ごとの納入数量にそれぞれの単価契約金額を乗じて得た額の合計を請求できるものとする。
- (5) 搬入に際しては、建物管理者の指示に従うこと。
- (6) 納入先については、本市の都合により変更することがある。
- (7) 納入の際は、大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。

## 9 担当者

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市会計室会計企画担当 春本 長島 三好

TEL : 06-6208-8481 FAX : 06-6202-6970

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車交通環境対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。